

## ○ 個人情報の厳守について

実習中に知り得た患者さんの個人情報については、学生であっても守秘義務を負う。特に臨床実習においては、電子カルテ等を利用するため、個人情報については細心の注意を払うこと。

なお、個人情報を不正に収集した者、実習中に知り得た情報を漏らした者等については、本学学則に基づき懲戒（訓告、停学、退学）の対象となる。

## ○ レポート等の剽窃（盗用）行為について

剽窃（ひょうせつ）とは講義で課されたレポート課題等を作成する際に、他人の考えや情報を出典元の表記なく使用し、自分のものとして偽ることを指し、学術の世界では窃盗と同等とみなされ厳しく罰せられる行為である。

学生としてはもちろん、社会的にも当然してはいけない不正行為であることを認識すること。

剽窃行為が明らかになった場合は、本学学則に基づき、厳正に対処する。

### 【剽窃とみなされる行為】

- ・他人の成果物（論文、新聞、書籍等）の一部または全部を、出典元・引用元を明記せずに自分のレポートにそのまま使用したり、前後の文章表現を変えて自分が作成したように見せること。
- ・友人が作成したレポートを書き写したり、インターネット上の文章を「コピー&ペースト（コピー）」すること。
- ・その他、各講義担当教員が剽窃にあたるとして禁止した行為をすること。

### 【剽窃を防ぐためには】

他人の成果物を引用する際は、それが引用であることを明記することで剽窃を防ぐことができる。

## ○ 気象警報発令時の授業及び試験について

和歌山市に暴風警報又は特別警報（以下「警報」という。）が発令された場合

1. 警報が午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合は、午前中（昼休憩まで）の授業は休講又は遠隔授業とし、試験は延期する。  
また、発令された警報が、午前11時現在において引き続き発令中の場合は、その日の全ての授業は休講又は遠隔授業とし、試験は延期する。
2. 警報が午前8時50分以降発令された場合は、医学部長が指示する。
3. その他の警報（大雨、洪水、大雪、暴風雪）の発令時及び公共交通機関の運休時（計画運休等の発表を含む。）は、状況に応じて医学部長が指示する。  
※ なお、臨床（臨地）実習等の学内外での実習は、本項を原則とし、当該実習施設の指導者又は当該実習の担当教員の指示によるものとする。
4. 学生は、上記にかかわらず、自宅周辺・通学途中の状況からみて、危険又は登校困難と判断したときは、登校を見合わせ、学生課に連絡する。